

# 蟹養斎の『家礼』関連著述とその特色

吾妻重二

KANI Yosai's Writings Related to *Jia-li* 家礼,  
or *Family Rituals* and its Features

AZUMA Juji

KANI Yosai, one of the scholar of the Kimon School, which began from YAMAZAKI Ansai of Edo period, left many writings related to *Jia-li* 家礼, or *Family Rituals*, written by Zhuxi. His works include *Kyoka-daijiki*, *Shisho-sousai-kou*, *Juhou-kankaku-shiki*, and *Kasou-ben* etc., which are considered having great importance in relation to the reception of *Jia-li* and Confucian ritual practice in Japan, particularly in relation to mourning and ancestral rituals.

Although there has been some research on KANI Yosai, there is still much room for further investigation in regard to *Jia-li*. All of these writings were transmitted in manuscript form, but the research on them is not yet fully complete. This paper will therefore examine the bibliography of these writings by Yosai and discuss the characteristics of his study of *Jia-li* and Confucian rituals.

Keyword: Kimon School, YAMAZAKI Ansai, MIYAKE Shosai, Confucian rituals, Shinshu

キーワード：崎門派、山崎闇斎、三宅尚斎、儒教儀礼、神主

## はじめに

山崎闇斎に始まる崎門派の学者の一人、蟹養斎は『家礼』に関連して多くの著述を残した。すなわち『居家大事記』、『土庶喪祭考』、『儒法棺槨式』、『火葬辨』などであり、これらは日本における『家礼』受容と儒教儀礼実践、とりわけ喪礼と祭礼の実践に関して重要な意味をもつと思われる。

蟹養斎についてはこれまで一定の研究があるが、その『家礼』とのかかわりについてはなお検討の余地を多く残している。これらの著述はみな写本で伝えられたが、その調査も十分とはいえない状況にある。そこで本稿では、養斎のこれらの著述につき書誌学的考察を行なうとともに、その『家礼』学や儒教儀礼の特色について論じてみたい<sup>1)</sup>。

---

1) 本稿は吾妻重二編著『家礼文献集成 日本篇』十一（関西大学東西学術研究所資料集刊二十七—三十一、関西大学出

## 一 蟹養齋と『家礼』

### 1 蟹養齋とその著述

蟹養齋（一七〇五—一七七八）は安芸（広島県）の出身で、名は維安、字は子定、通称は佐左衛門で、養齋あるいは東溟、静庵と号した。六歳で尾張藩士の布施氏の養子となったため布施維安と名乗ることも多いが、宝暦九年（一七五九）、五十五歳の時に本姓の蟹に復したことから一般には蟹養齋と称されている。

享保十年（一七二五）、二十一歳で京都の三宅尚齋（一七六二—一七四一）に入門し、享保十七年（一七三二）、尚齋が朱熹の大学・小学の構想にならって培根堂・達支堂の二つの学堂を開くと、その舎長の一人となって尚齋の活動を支えた。この培根・達支二堂における尚齋の教育方針は、後述するように養齋の『家礼』学にも影響を与えることになる。

元文元年（一七三六）、三十二歳の時、学業成って尾張にもどった養齋は私塾「勸善堂」を開き、『諸生階級』『読書路径』などの教訓書に沿って門人教育に励む。その力量が認められ、寛延元年（一七四八）、四十四歳の時に尾張第八代藩主徳川宗勝より校舎を賜わって「巾下学問所」（明倫堂）を主宰し、尾張藩儒として講学と著述に大いに活躍することとなった。

しかし四年後の宝暦二年（一七五二）、四十八歳の時、藩庁の方針転換により学問所から退去を命ぜられる。さらに同四年に尾張を離れてからは桑名や京都、大阪、阿波など諸国を歴訪しつつ講学を続けたあと、晩年に尾張にもどり、七十四歳で伊勢で没した。

その学問は「深く道を以て自ら任じ、権勢に阿らず、卑弱を慢らず、正学を闡明し邪説を排斥するを以て務となす」（関儀一郎・関義直共編『近世漢学者伝記著作大事典』「蟹養齋」、一九四三年初版、琳琅閣書店一九七一年版）とされるように、崎門派らしい強い信念に裏づけられた質実謹厳な性格をもっている。ここにいう「正学」が朱子学とりわけ闇齋学を指すことはいうまでもなく、「邪説を排斥す」とは『非徂徠学』などの著作により徂徠学を批判したこと、あるいは火葬を排撃したことなどをふまえるであろう（後述）<sup>2)</sup>。

養齋の著作はほとんどが写本で伝えられ、その多くは現在、名古屋市蓬左文庫蔵の叢書「道学資講」に収められている。いま『名古屋市蓬左文庫図書分類目録』（名古屋市教育委員会、一九七六年）によっ

版部、二〇二三年）の解説を補訂したものである。『居家大事記』以下の文献はこの書に影印収載してあるので、本稿では引用する場合これを「影印本」と称し、同書のページ番号を記した。

2) 蟹養齋の事歴については市橋鐸「尾藩知名人年譜抄 七」（私家版、一九八一年）に収める蟹養齋年譜のほか、白井順「蟹養齋の講学—九州大学碩水文庫を主たる資料に仰いで—」（『哲学年報』第七十輯、九州大学大学院人文科学研究、二〇一一年）に付録される「蟹養齋活動年譜」参照。ただし、当然ながら記事に遺漏もある。その学問については高木靖文「蟹養齋教授法の一考察」（『新潟大学教育学部紀要』第二六巻第二号、人文・社会科学編、一九八五年）が今なお示唆に富む。他に高橋恭寛「蟹養齋における『小学』理解から見た初学教育への視線」（『道徳と教育』第三三三号、二〇一五年）、榎木亨「蟹養齋による楽研究—『道学資講』所収の資料を中心として—」（榎木『日本近世期における楽律研究』所収、東方書店、二〇一七年）、白井順「門人と交友関係から見た蟹養齋」（『東洋思想文化』第七号、東洋大学文学部紀要、二〇二〇年）などがその学問や教育について論じている。『家礼』をめぐる近年の研究については後述参照。

て「道学資講」所収の養齋の著述をすべて挙げれば次のようになる。括弧内は「道学資講」の巻数である<sup>3)</sup>。

『諸生規矩』『諸生階級』『初学心法』（巻一）	『中庸或問講義』（巻一九二）
『学準』『聖教指南車』（巻二）	『孝経句解』（巻一九五）
『読書路径』（巻三）	『放伐問答』（巻二一〇）
『勸学』『竹箒』（巻六）	『歳差諺解』『閏法諺解』（巻二一一）
『譬草』（巻七）	『治邦要旨』（巻二一二—二一五）
『示蒙要旨』『武家須知』『武芸極意』（巻八）	『初学心法義』（巻二二四）
『読小学記』（巻一二—一八）	『教則』『教児法』（巻二二五）
『大和小学大意』（巻三五）	『教導大要』『諭僧規矩』（巻二二六）
『居家大事記』（巻七二）	『八陣図国字解』（巻二四〇ノ一）
『士庶喪祭考』（巻七四—七六）	『考握奇経』（巻二四〇ノ二）
『眼鏡』（巻九四）	『制律捷法』（巻二四二）
『弁仁齋徂徠二先生学書』（巻九五）	『読律呂新書記』（巻二三四—二四六）
『寓言』（巻九六）	『日本楽説』『猿瞽問答』（巻二五一）
『非新学』（巻九七）	『読易筮蹄』『習筮当誦』（巻二五三）
『弁異編』（巻九八）	『周易本義疏』（巻二七四—二八〇）
『青宮勉学詩国字解』（巻一一一）	『易説』（巻二九二）
『教学仰食説』（巻一一二）	『卦变図解』（巻二九四）
『文章筮蹄』『詩学指要』（巻一一八）	『易学啓蒙国字解』（巻二九九—三〇三）
『和歌極意』（巻一二一）	『五行生成説』（巻三〇四）
『大学章句筆記私考』（巻一三五—一三八）	『洪範全書指要』（巻三二六—三二七）
『大学三本異同』『大学或問問』（巻一四二）	『皇極内篇筮卜儀』（巻三三二）
『論語講義』（巻一五五—一六一）	『養齋先生文集』（巻三七九）
『論語問』（中村習齋と共著、巻一六五）	『養齋先生文類』（巻三八〇）
『中庸輯略講義』（巻一八九—一九一）	『天命問答』（巻三八一）

これを見ると四書・五経や儒家諸文献の注釈・解説、占筮、詩学、教訓書、小学関係、儀礼・音楽、兵法、学問論、文集など多様な分野を含むとともに、量的にもまことに驚くべき数にのぼっている。この数量の多さは、崎門派の一大叢書たるこの「道学資講」全四百巻が蟹養齋の強い影響のもとに編集されたことを物語っているが、それは養齋の学問が門人の中村習齋（一七一九—一七九九、後述）、習齋

3) 養齋の著作に関しては、永井以保「蟹先生著述書目解題」一～六（『紙魚：愛知郷土文化史談』第十二～十七冊、愛知郷土資料刊行会、一九二七～二八年）がその主要著述につき簡単な解題を施している。このほか『養齋先生文集』（「道学資講」巻三七九）所収の「養齋先生著述目録」にその著述として六十種を挙げている。

の兄厚齋（一七一二—一七七九）、厚齋の子の直齋（一七五七—一八三九）、直齋子の得齋（政永）へと、代々尾張藩儒だった中村家の人々によって継承されたため、「道学資講」を編集したのは他ならぬ得齋であった。養齋が「尾張闇齋学の祖<sup>4)</sup>」とされるゆえんである。

蓬左文庫には養齋の著作としてこれ以外にも中村氏旧蔵本『非徂徠学』『辨復古』『太極図及解 附・甲申問答』『語類考』『語類考異』などが所蔵されている。中村氏旧蔵本とは名古屋初代市長をつとめた中村修（一八四四—一九一五）の所蔵本で、中村修は習齋の子孫にあたる。このうち『非徂徠学』一冊は明和二年（一七六五）に、『辨復古』一冊は安永七年（一七七八）にそれぞれ上梓された刊本で、江戸時代に出版された養齋の数少ない著作である。

養齋の著作には近代になって活字化されたものがいくつかあることにも触れておきたい。すなわち『諸生規矩』『諸生階級』『読書路径』が「名古屋叢書」第一巻・文教編（名古屋市教育委員会、一九六〇年）に、『勸学』が『愛知県教育史 資料編・近世一』（愛知県教育委員会、一九八四年）に収められ、関儀一郎編「日本儒林叢書」には『非徂徠学』『俗儒辨』（論弁部、東洋図書刊行会、一九二七年）および『辨復古』（続編・解説部第一、同上、一九三一年）が収められている。このうち『俗儒辨』は蓬左文庫には所蔵されていないようで、日本儒林叢書の解説によれば湯浅廉孫氏旧蔵の写本である。このほか井上哲次郎・有馬祐政共編「武士道叢書」中巻（博文館、一九〇五年）に『武家須知』が収録されている。

## 2 蟹養齋の門人教育と『家礼』

ここで養齋における『家礼』の位置づけについて確認しておこう。そもそも『家礼』の重視は崎門派全体にあてはまることだが、養齋の場合、これを教育カリキュラムの中に明確に組み込んだところに特色がある。

すでに指摘されているように、養齋は尾張の私塾「勸善堂」および藩学「巾下学問所」において、師の尚齋による培根・達支二堂の制にならって「新学」と「久学」の二クラスを設け、さらにこれらをおのおの初級と上級、すなわち「次座」と「上座」に分けた。こうして設けられた「二学四座」のうち「新学」における「次座」と「上座」の必須科目として朱熹の『小学』および『家礼』の二書の学習が義務づけられたのである<sup>5)</sup>。

そのことは、巾下学問所時代の記録をまとめた『寛延記艸<sup>6)</sup>』に、

4) 注2、高木靖文「蟹養齋教授法の一考察」八頁。

5) 養齋と『家礼』の関係については近年、論考が発表されており、高橋文博「蟹養齋の喪祭論にみえる死者の観念」（『アジア遊学』一二四号「東アジアの死者の行方と葬儀」、二〇〇九年）、松川雅信「尾張藩の学問所と『家礼』—蟹養齋による喪祭礼実践の教導」（松川『儒教儀礼と近世日本社会—闇齋学派の『家礼』実践』所収、勉誠出版、二〇二〇年）があり、特に松川氏の論考は有益である。ただ『土庶喪祭考』や『儒法棺槨式』は用いておられないようである。

6) 『寛延記艸』は中村習齋が巾下学問所時代における養齋関係記録を収集したもので、「道学資講」第二二二巻に収録。現在、その翻刻が「名古屋叢書」第一巻・文教編（名古屋市教育委員会、一九六〇年）に掲載される。以下、『寛延記艸』の引用はその二七〇～二七一頁による。

新学次座は小学家礼講、上座は小学家礼近思録講と小学の会読とを合て勤怠の分数をはかり、又愛読復読の勤怠を加へて九勤一怠以上を上とす、無怠を上上とす。

とあることによってわかる。その後、いくらか改定された規定にも、

新学（次座）は 素読 復読 小学講 家礼講 容儀  
新学上座は 小学会読 家礼会読 近思録以上之講積〔史集共〕

とあり、

新学〔入門初学はじめて講積きく人なり、小学家礼講積きき終、大躰文義すみ、小学家礼近思録四書五経のそよみ復読共にすみたるを上座にのぼす〕

久学〔小学家礼の会読すみ、文義よく通じ、近思録四書五経の講積きゝかゝり、大躰文義すみたる人を此座にのぼす、近思録四書五経によく通じたる人を上座にのぼす〕

などと明記されている。このように、「新学」クラスではまず最初の「次座」において素読や復読とともに『小学』と『家礼』の講義が行なわれ、続く「上座」で『小学』と『家礼』の会読や『近思録』の講積が開始される。こうした初等教育の出欠や成績にもとづいてはじめて上級の「久学」クラスに進むことが許され、『近思録』や四書五経の本格的講積に参加するという。

このような教育方針はわりあい早くから決められていたようで、元文四年（一七三九）に勸善堂の教育方針をまとめた『諸生階級』の「新学」の項でも、

講積をきくは、小学〔本註なり、句読はもちいず〕家礼〔浅見点の本よし、儀節は用ひず〕此講積をまづきくべし、其外はまづきくべからず〔学問のとりかゝりは、まづ小学よりはじめべし。世俗には四書を心やすき物とおもひ、中にも大学をば、取かゝりの書とおもふは、甚あやまりなり。小学は、聖賢の書の内、もつばら我身をおさめるしかたの、しかも中にも深切なる教へばかりをよりぬきたる書にて……大学の本たてとなる書なり。……

○家礼は家の内のさしあたりたるさほうの、大すじをのべたる書なり。小学にそいたる書なり。小学にそへてよまねばかなはず。<sup>7)</sup>

と述べられている。

つまり初学者はまず「学問のとりかゝり」として『小学』と『家礼』の講積を聴かなければならず、それ以外は四書であれ、またその中の『大学』であれ、聴講は認めない。『小学』は「我身をおさめるしかた」すなわち修身の手引きとなる基本書であり、『家礼』は「小学にそいたる書」であるから、これら

7) 注6「名古屋叢書」第一巻・文教編、一六八頁。

二書を必ず学ばなければならないというのである。ちなみに、この原注にいう『小学』の「本註」とは朱熹の原注とされる注のみを附して闇斎が出版した『小学本註』のこと<sup>8)</sup>、「句読」とは明・陳選が注を附した『小学句読』である。また『家礼』の「浅見点の本」とは元禄十年（一六九七）に出版された浅見綱齋校点の和刻本『家礼』、「儀節」とは明・丘濬の『文公家礼儀節』であって、養齋は『小学句読』や『文公家礼儀節』など後世の注釈や再編本は用いず、できるだけ朱熹本来の原義を採用すべく指示していた。浅見綱齋による和刻本『家礼』が朱熹の原本を復元しようとしたテキストであることはかつて筆者が指摘したとおりである<sup>9)</sup>。

さて、このような教育課程における『家礼』の位置づけは師の三宅尚齋、さらに遡っては山崎闇斎に由来するものであった。これまであまり注意されていないが、養齋が範とした尚齋の培根・達支二堂の制がすでにそのような構想をもっているのであって、尚齋の「培根達支二堂記<sup>10)</sup>」に大略次のように見える。

培根目曰、  
 礼〔榘方 諸礼〕射 御〔木馬〕数 書  
 句読〔孝経、小学、四書、五経、周礼、儀礼、左伝、史記〕  
 講説〔小学、家礼、孝経刊誤、敬齋箴、論語、孟子、訓子帖、弟子職、責沈文、童蒙須知、拘幽操、靖献遺言〕  
 達支目曰、  
 講説〔白鹿洞揭示、行宮便殿奏劄、近思録、大学或問、論語・孟子・中庸輯略、或問、中和集説、詩、書、易、朱易衍義、程伝、啓蒙〕  
 礼〔周礼、儀礼経伝通解正統、小戴礼、大戴礼〕  
 春秋 史学 異域史 律学 曆学 兵書

8) 山崎闇齋点校『小学本註』二卷。闇齋は元・何士信『小学集成』の朝鮮版から「本註」部分を抜き出してこれを朱熹の原注として附し、延宝四年（一六七六）京都の寿文堂から『小学』（倭版小学）として刊行した。このことは浅見綱齋門人の三宅観瀾が、正徳元年（一七一）に来日した朝鮮通信使製述官の李磻（号東郭）に「我國有山崎敬義者、實唱朱學之嚆矢、嘗就貴國所印小學集成中抽取本註、以登于梓、世頼知有考亭原本」と証言している（『七家唱和集』所収「支機問談」）。また闇齋没後の元禄九年（一六九六）には、同書が同じ寿文堂から『小学本註』として出版されている。この「本註」が朱熹の原注であったことは近年の研究によって初めて明らかになったもので、闇齋の見立てが正しかったことが証明されたことになる。董晨「朱熹《小学》自注考」（『朱子学研究』第三十五輯、二〇二〇年）参照。

ちなみに、『小学本註』の祖本となった朝鮮版『小学集成』（標題注疏小学集成）十巻も万治元年（一六五八）、京都の風月庄左衛門（風月宗知）により和刻されている。風月宗知は丘濬『文公家礼儀節』の和刻本を最も早く出版した書肆でもある。

9) 吾妻重二編著『家礼文献集成 日本篇』六（関西大学出版部、二〇一六年）解説三一七頁以下。

10) 阿部吉雄「三宅尚齋の庶民小學教育説と培根達支堂一朱子小學説の一展開一」（『漢學會雜誌』第八卷第一号、一九四〇年）の引用による。なお、阿部吉雄編集『朝鮮の朱子学 日本の朱子学（上）』（朱子学大系第十二巻、明德出版社、一九七七年）三二三頁および四四〇頁は同記の訳注と原文を載せる。

このカリキュラムは先に見た養齋のものとは細部には違いがあるが、培根堂の課程のうち「講説」の最初に『小学』と『家礼』が置かれている点はまったく同じである。尚齋もまた『小学』と『家礼』の講義から初等教育を開始し、その基礎の上に四書や『近思録』、五経の学習に進むべきだと考えていたわけで、養齋はその影響を受けているのである。また、山崎闇齋がどのような教育方針を持っていたのか筆者は不案内だが、その読書筆記『文会筆録』は卷一之一が「小学」、卷一之二および三が「家礼」という構成になっていて、これまた『小学』と『家礼』が開巻劈頭に置かれ、記述の条数も多い。『文会筆録』は闇齋死去翌年の天和三年（一六八三）に京都で刊行され、闇齋みずから編次を施したものであるから<sup>11)</sup>、『小学』と『家礼』のこの位置づけは闇齋自身のものであったと見てよい。

このように『論語』や『大学』などの四書、あるいは道学（朱子学）の入門書とされた『近思録』よりもまず『小学』と『家礼』を教えるという尚齋や養齋の主張はかなり独特のもので、同様の教育課程は日本の他の学派はもちろん、中国や朝鮮にも稀なように思われる。新学・久学の設置は朱熹の小学・大学の構想に由来するとはいえ、朱熹は小学段階において『家礼』の学習を意図してはいなかった。これは『家礼』が朱熹未定の書であったこととも関係するが、養齋らがこの書を朱子学の根幹をなす著作として受けとめ、その学習を初等教育における必修科目としたことは、東アジアにおける『家礼』の受容を考えるうえでもきわめて興味深い事例といえる。

### 3 養齋の『家礼』理解

いま教育カリキュラムについて見てきたが、養齋が『家礼』の記述内容をどのようにとらえていたのかをもう少し見ておく。元文四年（一七三九）、『諸生階級』に引き続いて書かれた『読書路径』は学生が読むべき書物を学習の順番に沿って解説したもので、『小学』について述べたあと、『家礼』について次のように説明している。

#### 家 礼

礼は、人の作法なり。この書は、朱子の御家内の作法を、書記されたる書なり。是朱子自分に作られたるに非ず。古の聖人の定め置れたる礼を本にして、当世でつとまりて、聖人の本意を取失ぬやうに作り立られたる事ぞ。即ち朱子小学の教を、じきにぬしの家内に用られたる所なれば、後世の小学の書を読者、この書を知らで叶ぬ事ぞ。それで小学の講積き、大抵文義とる比には、この書にとりかゝるべし。

○此書五巻と、外に図が一冊あり。図は後に添たるものにて、朱子の作にあらず。第一巻通礼は、平生の家内の作法ぞ。家の一大事は、先祖なれば、まず先祖の靈屋のたて方、これへのつけとゞけのしかた、其外家内なにかのさしあたる作法ぞ。第二巻冠礼は、元服の作法、第三巻昏礼、よめとりの作法ぞ、第四喪礼、ふしあわせ時の作法、第五巻祭礼、時々先祖を祭る作法ぞ。この四つ人

11) 『垂加草』の編者植田玄節は、『文会筆録』を同書の巻十二から巻二十五に収録するにあたって「就中従卷之十二至二十五者文会筆録、而靈社所手自撰次以貽吾後人也」といっている（『新編 山崎闇齋全集』第二巻、ペリかん社影印、一九七八年、二六五頁）。「靈社」は闇齋の尊称である。

間家内の大切な所、こゝをうか〜と、なりあひに、世間むきの並にして居ては、何のやくにたゝぬ学問にて、扱この所大きに彼此心得ねばならぬ筋ある、うかとしてはならぬ事ぞ。然れ共これらの作法、今日では段々時代もちがひ、国もちがふてをり、又我身勝手に、段々ある事なれば、そつくりとこの通にはならぬ事もあれ共、此書を吟味してをけば、此中から一分相応の取廻しが出てくるぞ。それでこの書を読には、文義を能すまはもとよりの事、必竟聖賢の礼を、立たまへる本意をよく弁へ、扱その本意を用て、我家内を処ねばならぬ事、かう心得てよむがよし、是が即ち礼ぞ<sup>12)</sup>。

引用が長くなったが、養斎はここでまず「朱子小学の教を、じきにぬしの家内に用られたる所なれば、後世の小学の書を読者、この書を知らで叶ぬ事ぞ」と、『家礼』が朱熹の『小学』の教えを家レベルで実際に活用した書として必読の書であると説き、ついで『家礼』の構成を紹介するとともに、『家礼』に附される図が朱熹の自著ではなく、後世の作であることを指摘する<sup>13)</sup>。そして冠婚喪祭の四礼が「人間家内の大切な所」、「うかとしてはならぬ事」であって、時代も国も違う中国の『家礼』であるからには「そつくりとこの通にはならぬ事」もあるにせよ、同書の「本意」をよく吟味することで「一分相応の取廻しが出てくる」という。つまり「聖賢の礼」が示された『家礼』の本意・原則を理解したうえで、それをみずからの家の儀式の中で実際に応用すべきことを促しているのである。

そもそも『小学』は中国の古文献から童蒙教育にかかわる記述を抜書きしたもので、朱熹の序にいう「洒掃應對之節、愛親敬長、隆師親友之道」（洒掃應對の節、親を愛し、長を敬し、師を隆び、友を親しむの道）、すなわち日常生活のマナーや道徳心をしつけによって身につけさせることを目的としていた。養斎らはそのような修身の基礎を、『家礼』にもとづく身近な冠婚喪祭の事例を通していっそう堅固なものにしようと企図したわけである。いわば儒教哲学を学ぶ前に、日常生活に根ざした礼的規範を実践して定着をはかろうというのである。

このほか『読書路径』は右の引用に続いて「世に文公家礼と云は、朱子の本書でない。丘瓊山が作りなをいた儀節ぞ。儀節はよくないぞ」と、丘濬の『文公家礼儀節』が本来の『家礼』と違うことを改めて指摘したうえで、

文会筆録、我 先生の筆記、随分委き事ぞ。文義一とをりは、綱斎先生の仮名抄もあり。<sup>14)</sup>

といい、参考書として闇斎の『文会筆録』、「先生の筆記」すなわち尚斎の『朱子家礼筆記』を挙げている。「綱斎先生の仮名抄」とは綱斎の『家礼師説』をいう。さらに熊沢蕃山『喪祭弁論』と藤井懶斎『二礼童覧』も「皆かながきにて、一向の初学の為に、重宝ぞ」といっている。ほかに『居家大事記』序に

12) 注6「名古屋叢書」第一巻・文教編、一九〇頁。

13) 家礼図が後世のものであることに闇斎は気づいており、養斎はそれを継承している。闇斎の説については吾妻重二「『家礼』と崎門派における神主・檀・墓碑・墓誌」（『関西大学中国文学会紀要』第四十三号、二〇二二年）参照。

14) 注6「名古屋叢書」第一巻・文教編、一九一頁。



は「綱齋先生の喪祭小記とわが師の教を用ひ」とあって、綱齋の『喪祭小記』も参照されていた<sup>15)</sup>。養齋は当然のことながらこうした崎門派や他学派の先学の関連著作の閲覧も勧めていた。

『居家大事記』『士庶喪祭考』などはとりもなおさず、こうしたカリキュラムの方針をふまえて作られた『家礼』実践マニュアルであった。漢文ではなく和文の口語体で記されているのはこれらが実際に講釈に使われたことを物語っていると思われる。

## 二 『居家大事記』

### 1 『居家大事記』について

『居家大事記』は二巻一冊、蓬左文庫の「道学資講」巻七十二に収められる写本で、漢字かな混じり文で記される（以下、蓬左本と称する）。

序文末尾に「元文五年庚申十月初吉 静庵題」とあるので、元文五年（一七四〇）十月の著述である。ただし、元文四年正月の識語をもつ『諸生階級』に「祭と喪とのしかた、居家大事記にくはし<sup>16)</sup>」とあるので、草稿はそれより早く作られていた。この書は勸善堂時代の著述なわけだが、巾下学問所時代にも引き続き用いられていたことは、上述したカリキュラムのほか、宝暦二年（一七五二）の『諸生規矩』にも言及があることから知られる<sup>17)</sup>。

この書は書名のとおり「居家」における「大事」を記したものだが、養齋にとって「家の大事」とは、冠婚喪祭のうちの喪と祭の二つにほかならなかった。上巻が喪礼、下巻が祭礼という構成がとられ、冠と婚については下巻末尾に「冠昏略説」としてごくわずかの紙幅が割かれているにすぎない。

同書序文を見ると、冒頭に、

人の家の一大事ハ喪と祭との二つなり。此二つは車の両輪のごとし。

としてこの書の主旨をかかげ、ついで、次のように説明している。

喪とハ父母親類にわかれたる時の其取あつかいかたなり。祭とハ先祖親類のたましるをむかへをき、つねにあがまへたつとミ、時々ちそうをするなり。学問する人ハもちろんの事、たとへいまだ学問せぬ人とてもまづこれをつねに心がけ、第一そまつにすべからず。ことに喪はにハかにふり来り、又せハしき事なれば、常に心がけなくてハそまつになりやすし。もし一たびしそこなふてハとりかへしもならず、いかほど学問に志ありても此二すじをつとめねば、学問するせんもなき事なり。かゝ

15) 閻齋『文会筆録』の家礼部分、綱齋『家礼師説』および『喪祭小記』は吾妻重二編著『家礼文献集成 日本篇』九（関西大学出版部、二〇二一年）に、尚齋『朱子家礼筆記』は同『家礼文献集成 日本篇』十（関西大学出版部、二〇二二年）に影印した。熊沢蕃山『喪祭弁論』と藤井懶齋『二礼童覽』は『家礼文献集成 日本篇』五（関西大学出版部、二〇一六年）に影印したので参照されたい。

16) 注6「名古屋叢書」第一巻・文教編、一七〇頁。

17) 『諸生規矩』の「指当り御まもり被成べき品」。注6「名古屋叢書」第一巻・文教編、一六一頁。

る一大事なるに世間なミのしかたよろしからぬ事おゝく、されどもならハしにな成り来り、ふとゞきともおもはず。さりとハきのどくしごくなり。よつて此書をつくり、喪と祭との大事なるわけ、そのしかたの内別而大切なるしそこなふてハすまぬ所、又そのしかた心得の大きくゝりをのべたり。別に詳説をつくり、ぢきに其書をかたにしてよくつとめらるゝため、さはふをこまかくときのべおきぬ。(影印本四頁左)

このように、喪と祭、すなわち家族の葬儀と祖先の祭祀を車の両輪にたとえ、「此二すじをつとめねば、学問するせんもなき事なり」という。しかしこれほど重要な事柄なのに世間には誤解が多いところから、この二礼がなぜ重要か、その儀礼のうち重要な儀式および実践の心得について述べたというのである。

また「貧家のためためあら〜をしるす」(影印本一六頁右)、「家たつとき人のしかた等、詳説にのべたり。肝要ならぬ故ここに略す」(同、二八頁左)、「此本文只かるき身の上の子たるものゝしかたをのぶるにて」(同、二九頁右)などとされるように、公家大名などの権勢者ではなく、身分の軽い一般人を対象にしていたことも注意される。特に、喪服制度に関して「日本武家の御定」である服忌令を挙げたり(同、三四頁右)、「主用」(主君の用向き、同、三六頁左)、「主君の忌日」(同、五七頁右)に触れたりしているのも、あとにいう『士庶喪服考』と同様、下級武士をもっぱら念頭に置いていたことは間違いない。それが養斎の学問所の塾生だったのであろう。

同書の目次の大項目は次のとおりである。

#### 上巻

喪の一大事なるわけ付世上のあやまり  
葬の極大事八ヶ條并その子細  
たましゐをとりとめる大法  
かなしミをつくすほどらい  
喪につゐてかれこれの心得

#### 下巻

祭の一大事なるわけ 附世上のあやまり  
平生の心がけ  
日々時々年々のつかはれかた  
祭の時の心得しかた  
祭につゐてかれこれの心得 并外の神祭の心得  
神主の作り方 寸法 付牌子  
神主になの書かた  
冠昏略説

この目次にも示されるように、この書は『家礼』にもとづく喪祭儀礼の法式やその理由を懇切丁寧に

解き明かそうとしている。全体にきわめて平易な語り口で、まことに初学教育の講義にふさわしい内容といえよう。

ところで、右に引用した序文の末尾に「別に詳説をつくり、ぢきに其書をかたにしてよくつとめらるゝため、さはふをこまかくときのべおきぬ」とある。本書の補説として別に「詳説」を作って作法を細説したというのであるが、実際に「詳説」は撰述されなかったようである。そのことは、あとにもとり上げる『士庶喪祭考』の序文に、

予さきに居家大事記をあらはし、専に喪祭に礼をつくすべきわけをいひ、又その式の大要を示す。委しき事ハ詳説を作るべきと思ふうちに、年老て精力うすくなりたれば、門人に是をあらはすといひのべをきたれども、いまだ成就せず。よつてまづ士庶人の式かくあるべきと思ふ程にあらへ考へ、かきのぶる也。(影印本一〇五頁右)

と、それが「成就」しなかったと述べていることから知られる。『居家大事記』（蓬左本）の中に「詳説」の語は合計十二カ所に見えており<sup>18)</sup>、養齋は当該部分を「詳説」において追加説明する予定でその準備もしていたわけで、『士庶喪祭考』の作成もその作業の一環なのであったが、結局「詳説」は完成しなかったことになる。

これに関連して注意すべきは、門人の中村習齋に『居家大事記詳説』（「道学資講」卷七十三）の著があることである。これは書名からして養齋の作業を引き継いだものに違いなく、「門人に是（詳説）をあらはすといひのべ」ておいたという養齋の意向を習齋は知っていたのであろう。ただし『居家大事記詳説』の内容を見ると、前半は棺の制作と瀝青の方法に特化した解説で、あとにいう養齋『儒法棺槨式』を補訂したものともいえ、後半は喪祭の用語に関する諸資料の引用と筆記である。前半こそ養齋の作業の不備を詳しく補ったものといえなくもないが、説明の対象が限られており、全体として「詳説」の名にふさわしいとは思われない。実際、喪祭儀礼全般にわたってその実施方法や用具を詳細に規定するのは容易なことではないのであって、「詳説」の撰述は結局、習齋においても途中で終わったと見られるのである。

## 2 蓬左本と九大本の比較

『居家大事記』は蓬左本のほかに九州大学附属図書館・碩水文庫、無窮会小田文庫、同・神習文庫、京都大学附属図書館、早稲田大学中央図書館にも写本を蔵する。これらのうち筆者が調査した九州大学碩水文庫本（請求記号はキ一四〇。以下、九大本と称する）は蓬左本の異本で、本書の成立事情にも一定の示唆を与えてくれると思われるため、両本の比較をいくらか行なっておきたい。以下、蓬左本は『家

18) 「詳説」の語が見える十二カ所を影印本によって示せば次のとおりである。五頁左一行目、一六頁右四行目、二八頁左二行目、二九頁右八行目、三三頁左七行目、三四頁右四行目、四〇頁左四行目、四九頁右三行目、五三頁左六行目、五八頁左一行目、六八頁左六行目、八八頁右五行目。

礼文献集成 日本篇』十一（影印本）の頁数を掲げ、九大本は九州大学附属図書館のサイトで公開されている画像の枚数番号を示すことにする。

結論をあらかじめ示せば、『居家大事記』は九大本の方が原本に近いが乱丁や重複があるなど善本とはいえないのに対し、蓬左本は修訂版であって、精写本として整ったテキストになっていると考えられる。

## A. 蓬左本と九大本の違い

### 一、構成上の違い

両本の構成上の違いは少なくないが、なかでも最も目立つのは上巻「葬の極大事八ヶ条」の「子細」部分の位置である。蓬左本がこの「子細」部分を当該八ヶ条の直後に置くのに対し（「火葬ハ大悪事、おやの遺言ととも必これをせぬ子細」以下、影印本二〇頁右一行目～二九頁右一行目）、九大本は上巻の最後、すなわち「喪につみてかれこれの心得」の後に置いている（三〇枚目左）。

この違いは目次にも明示されており、蓬左本の上巻第二章「葬の極大事八ヶ条并その子細」（影印本八頁右七行目）を九大本は「葬の極大事八ヶ条」として「并その子細」の文字を欠く一方で、上巻目次の最後に「葬の極大事八ヶ条のいやといわれぬ子細」を掲げている（六枚目右、図1および図2参照）。

これは転写の際の誤記といったものではなく、もとのテキストが異なっていることを示している<sup>19)</sup>。以下に述べる文言等の違いに関しても同じことがいえる。

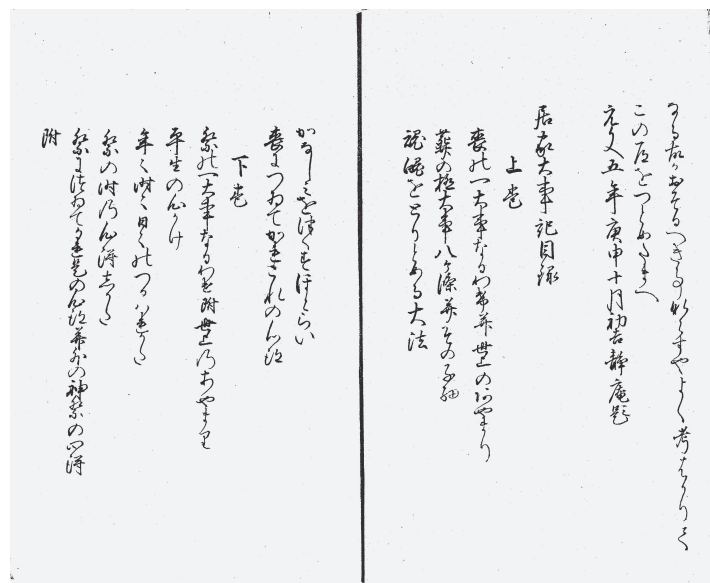


図1 蓬左本『居家大事記』目次

19) ほかにも尺や神主の題名方式の説明、「冠昏略説」の「元服」の記述など、蓬左本と九大本で相互に異なる記述は多い。

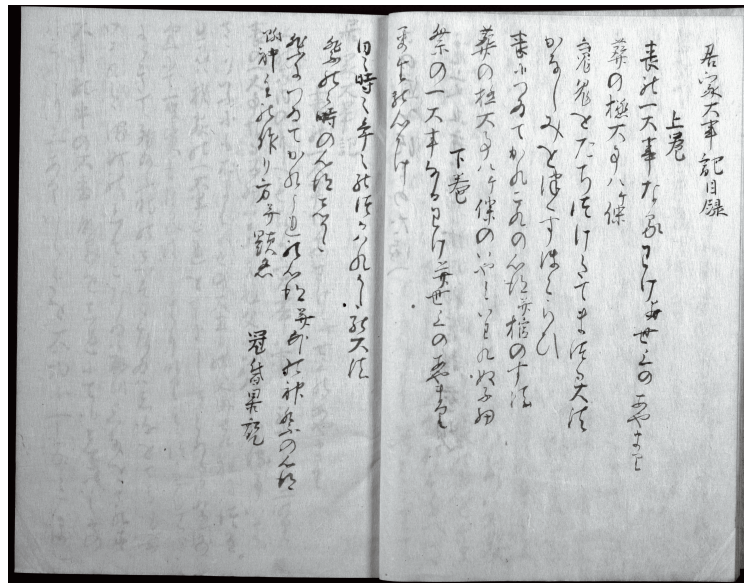


図2 九大本『居家大事記』目次

## 二、文言の違い

両本には文言が異なる場合がかなりある。いくつか例を挙げれば次のごとくである。傍線部が互いに異なる箇所である。

### ○蓬左本（影印本五頁左一行目）

別に詳説をつくり、ぢきに其書をかたにしてよくつとめらるゝため、さはふをこまかくときのべおきぬ。

九大本（三枚目右） この一文はない。

### ○蓬左本（影印本五頁左六行目）

此書、儀礼・家礼を本とし、綱齋先生の喪祭小記とわが師の教を用ひ、なにとぞ 神明の道にそむかぬやうにとほそこゝろざしをのぶるものなり。世の神道者流ハ 神道の喪祭我家につたはれり、これ神の道也とハかたれども、そのつたへをミるに、おゝくハ天子の御禮をとくものにて、下たるものゝもちゆべき事にあらず。かつ後人の附會おゝく、必しも我國の古礼にあらず。

九大本（三枚目右）

此書すなはち我子孫のために儀礼・家礼を本として、綱齋先生の喪祭小記と我師の教とを用ひ、我家なにとぞ神明の道にそむかぬやうにとほそこゝろざしをのぶるものなり。これ士民の家を主とす。諸侯大夫の家も其大すじにかわりあらじ。只その禄のをもきと格のたかきによりそれ〜にましつとむる事ハ、道しれる人にたづねてこれを勤給ふべし。世の神道者流ハ神道の喪祭我家につたはりたり、これ神明の教なりとハかたれども、そのつたへをみミるに、おゝくハ天子の御禮式をのべたる事にて、下たるものゝもちゆべき法にあらず。其上後人の附會おゝく、必しも我國の古礼にあらず。

○蓬左本（影印本六頁左七行目）

つら〜 仏教を考ミるに、佛法に喪祭の礼ハのべられず、礼は世の道にまかせらるゝ心なり。  
されば諸社の神事まづ神道を用て後に仏道の法味をそなへらるゝにて見るべし。殊に 神国の  
人火葬をする事ハ神のにくミたまふばかりならず、佛もにくまるべき事なり。且那寺をたのむ  
ハ 国法なれども、儒法をするなどの御禁制ハなし。

九大本（四枚目右）

つら〜 仏教の本意を考ミるに、佛法にハ礼ハのべられず、礼は人間の道にまかせらるゝ心な  
り。されば諸社の神事まづ神道を用ひて其上にて仏道の法味をそなへるにてしるべし。殊に／  
神国の人火葬をする事ハ神のにくミ給ふばかりならず、佛もにくまるべき理あり。さて且那寺  
をたのむハ国法なりといへども、儒法をするなどの文盲なる輩かゝる□をいふなり。御制禁ハ  
なし。

○蓬左本（影印本七八頁右六行目）

されば世の先祖を大切にする人、繁昌せぬはまれなり。繁昌せぬ人は多くハ喪祭を疎末にする  
家なり。且又先祖の神霊すなはち天地の神と一なり。福をいのり災をはらふにハ先祖をたのむ  
ほどちかきハなし。これにつかハれるハすなはち天につかハれるなり。

九大本（六三枚目左）

されば世の先祖を大切にする人に繁昌せぬはまれなり。繁昌せぬ家はおゝくハ喪祭を疎末にす  
る家なり。先祖の神霊すなはち天地の神と一になり、これにつかわれるハすなはち天につかわ  
れるなり。

## B. 九大本の問題

### 一、脱文、乱丁、重複など

このほか、九大本には脱文や乱丁、重複などが散見される。たとえば次のような例がそうである。

○蓬左本（影印本六五頁右一行目）

祭の時の心得しかた

時祭・禰祭・忌日、大すじにかはりハなし。よつて一所にこれをのべて、其少づゝの違ハそ  
の所にしるす。

九大本（五四枚目右）

この文のあと次葉に移るが、本来続くべき諸条がなく、次葉の冒頭は蓬左本（影印本六七頁左  
七行目）の「冬ハあたゝか、夏はひやゝか」の途中の「あたゝか」からいきなり文章が始まっ  
ている。これは脱文と乱丁である。

○九大本（一九枚目左～二一枚目右）

この三葉は九大本の五四枚目左葉に入るべきものであって、乱丁となっている。

○九大本（二四枚目）

右葉と左葉のいずれにも「膳すゑるをやめ」から「一所におくべし」までの七行が記されてお

り、重複している。右葉と左葉では筆跡が違うので、別人が写したものをあとで誤って綴じたことになる。この部分、蓬左本では影印本三三頁右五行目以下にある。

○九大本（四五枚目と四六枚目）

四五枚目左六行目「我身次男にて」から「ふた所にあるべき理」（最終行）が、四六枚目右四行目「我身次男にて」から「ふた所にあるべき理なし」と重複している。この部分、蓬左本では影印本五三頁左六行目以下にある。

## 二、誤字

九大本には文字を正しく読めていない場合がある。たとえば次の例がそうである。

○蓬左本（影印本五九頁左六行目・七行目）の「恥」を九大本（五〇枚目左七行目）は正しく読めていないようである。

○蓬左本（影印本六〇頁左九行目）の「馳走」を九大本（五一枚目左八行目）は正しく読めていない。

こうした読み誤り（誤字）は蓬左本と対照させて見るとわかるのであって、このことは九大本が原本そのものではなく、その転写本であることを示している。しかも転写者は複数おり、しかもかなり倉卒になされたようで、単純な誤字が見られるのである。

### C. 蓬左本と九大本の関係

以上、蓬左本と九大本をざっと比較してみたが、これらの例からだけでも、一方が他方を転写したという関係ではなく別のバージョンであること、九大本に不備が多いことが知られるであろう。

九大本はこのような転写上の問題を残すテキストではあるが、しかし、元来は養齋の原本を写したのかと考えられる。そのように判断されるのは、末尾に次の識語があるからである（図3参照）。

右尾州大儒養齋蟹先生所述也。傳寫  
在于蓬萊氏。嘗請磯部氏傳借以模  
写之。  
享和二年壬戌六月十六日 池田親敬

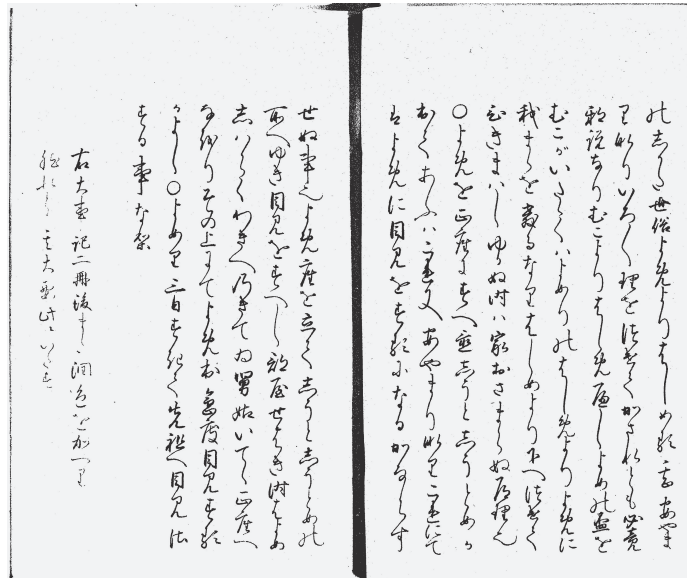


図3 九大本『居家大事記』池田親敬識語

これによると、同書はもともと享和二年（一八〇二）、池田親敬が蓬萊氏のもとにあった伝写本を磯部氏に頼んで借り出し、謄写したものであった。池田親敬は久米訂斎の門人で、明和三年（一七六六）、尾張を離れて京都に僑居していた養斎の『周易』講義の聴講を許された人物であり<sup>20)</sup>、養斎を敬慕していた池田は本書をそのまま写しとったと思われる。もともと、同書は複数の筆写者がかかわっているから、池田の写本を別の者がさらに転写したものということになる。

一方、蓬左本の末尾に池田親敬の識語はなく、代わりに、

右大事記二冊、後また潤色を加へり。

然れど□〔も〕其大要此ニいたす。（影印本九七頁左）

と記されている（図4参照）。この「後また潤色を加へり」という言い方は事後に加筆改訂を加えたということであって、言い換えれば原本とは異なる点があるということであろう。蓬左本が九大本と一部異なる構成をもつこと、文言に多くの違いがあること、誤字が少ないことなどはそうした「潤色」が加えられた結果に違いない。

20) 池田親敬については、注3、永井以保「蟹先生著述書目解題」四（『紙魚：愛知郷土文化史談』第十五冊、一九二七年）の「周易本義疏」の項、および注2、白井順「蟹養斎の講学—九州大学碩水文庫を主たる資料に仰いで—」一七四頁参照。



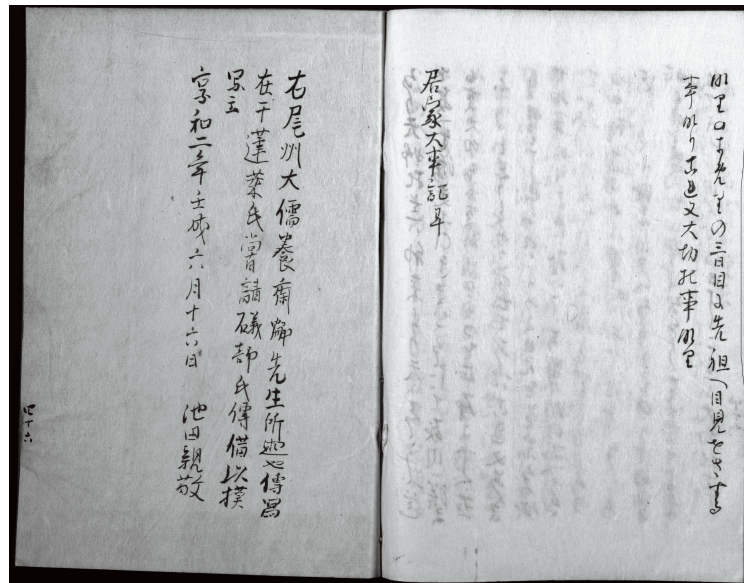


図4 蓬左本『居家大事記』末尾識語

このような改訂を加えた人物は養齋自身と見られなくもないが、「潤色を加えたが大要はここに尽くされている」という言い方からすればおそらく別人であって、そうであれば中村習齋であったかもしれない。しかしそれはともかくとして、蓬左本はのちの改訂を経て、九大本とは違うバージョンとして整えられたと見られる。蓬左本は筆跡も一定していて乱れがないことも特色で、この『居家大事記』の最も信頼しうる伝本ということができると思われる。

### 三 『士庶喪祭考』

#### 1 撰述の方針

『士庶喪祭考』は写本三冊からなり、蓬左文庫の「道学資講」巻七十四から巻七十六に収められる。筆跡は『居家大事記』と同じで、よく整理された精写本となっている（以下、蓬左本と称する）。

書名にも示されるように、この書は一般の士庶を対象とした喪祭礼の解説書で、『居家大事記』と同様、平易な和文で書かれている。「士」というのは中国の士人や士大夫ではもちろんなく、後述するように武士階級を強く意識している。

撰述年は不明であるが、序文で「年老て精力うすくなりたれば」といっている（後述）、老年期に入ってからのものである。永井以保氏は「明和安永の間の編なるべし」といっており<sup>21)</sup>、明和安永の間であれば晩年ということになるが、その明確な根拠は示されていない。ただし下巻の序で「蟹維安」と名乗っている（影印本二一四頁右）、本姓の蟹に復した五十五歳以降の作であることは確かである。

なお、九州大学附属図書館・西田文庫にも同書の写本全三冊を蔵するが（請求記号は二〇五―シー三六）、冒頭に「道学資講」と明記されていることから蓬左本を転写したものであって、実際、両本の内容

21) 注3、永井以保「蟹先生著述書目解題」二（『紙魚：愛知郷土文化史談』第十三冊、一九二七年）。

に違いはない。ただ、この九大本は後述するように誤写が散見され、字体も崩れているため善本とはいいがたい。このほか早稲田大学中央図書館には『土庶喪祭考』巻上として「慎終略」上巻の写本一冊を蔵するが、未見である。

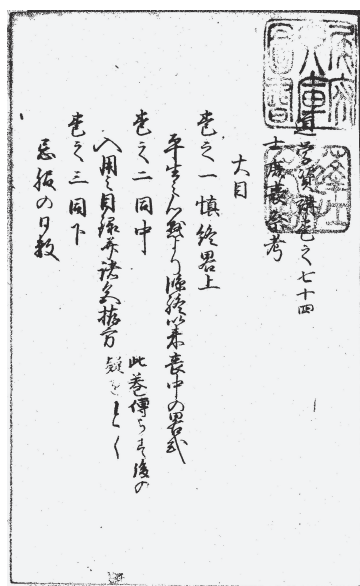


図5 蓬左本『土庶喪祭考』

さて、『土庶喪祭考』の撰述方針について序にはこのように見える。

予さきに居家大事記をあらはし、専に喪祭に礼をつくすべきわけをいひ、又その式の大要を示す。委しき事ハ詳説を作るべきと思ふうちに、年老て精力うすくなりたれば、門人に是をあらはすといひのべをきたれども、いまだ成就せず。よつてまづ土庶人の式かくあるべきと思ふ程にあら〜考へ、かきのぶる也。是ひとへに我家子孫の為にあらはす。只なさで叶はぬのミをあげ、そのなさでもくしからぬ古禮ハ是を略し、其内に何とぞ本式にならばなすべき事は時々是をのぶ。又世俗甚しき誤はこれを弁じてあやまらぬ心得とし、さありても甚しく理にそむくともおもハぬ分ハとかくを論ぜず。必竟世俗のひとゝをりあやまりなきを主とす。なをいまだ誤をまぬかれまじやと、そらおそろし。詳にその道をゆき届くべきと思ふ人は、家礼をよく考てつとめ給へかし。養齋（影印本一〇五頁右）

ここには大略次のことが述べられている。

- 一、『居家大事記』で述べたのは喪祭礼の「大要」であるため、それとは別に委細な「詳説」を作る予定だったが果たせなかった。そこでひとまず土庶のための法式をまとめたという。このことは前にも触れたが、つまるところ『土庶喪祭考』は『居家大事記』を補う「詳説」の撰述過程で著わされたものであって、そのためであろう、『居家大事記』に比べて説明が格段に詳細にな

っている。

- 二、実施しなければならない必須事項のみを挙げ、「(只なさで叶はぬのミをあげ)」、「古礼」は省略した。ただしそのうちで「本式」すなわち『家礼』本来の儀式として実行すべき事項は、必要に応じて説明した。
- 三、世俗の誤りを指摘したが、「理」にひどく背馳するとまではいかない事柄（「甚しく理にそむくともおもはぬ分」）については深く穿鑿はせず、畢竟、世俗の人々における喪祭（「世俗のひとゝをり」）に誤りがないように心がけた。
- 四、正しい道を十分に行ないたければ『家礼』をよく考察すべきである。

このように、養齋は中国の「古礼」と『家礼』に述べる「本式」、さらに日本の「世俗」などをふまえつつ、儒教の喪祭儀礼を日本の風俗習慣といかに衝突せずに実施するかに腐心していた。このうち「本式」に関しては第三冊「追遠略」の序に、

其所々に五字さげて記し、志あつくなりたる時に、ゆき届らるゝたよりを授く。つまびらかなる事ハ家礼を考て知るべし。(影印本二一三頁左)

とあるのが注意される。すなわち「本式」は五字下げて記し、儒教儀礼実施の意志が高まった際の備考として残しておく、詳細は『家礼』本文を参照すべきだという。そのとおり、この書では五字下げて「本式」（『家礼』）の法式を補充説明する形をとっており、養齋の几帳面さを表わしている。

こうした礼法相互の異同について養齋は相当注意を払っていた。第二冊「慎終略」下巻は喪服制度について説明しているが、親族に対してどれほどの期間、どのようないでたちで喪に服するかは日中両国では違うし、時代によっても異なっているため、これを（令）（家）（古）の表記によって区別している。（令）は元文元年（一七三六）に幕府によって定められた服忌令を指し<sup>22)</sup>、（家）は『家礼』をいい、（古）は『儀礼』や『礼記』に見える中国の古礼をいう。「慎終略」下巻にそのことが次のように説明されている。

#### 忌服の日数

我國當時の御定、元文年中改正 公儀よりの仰出されを記す。服忌令といふ。此書（令）と題するこれなり。家禮、古禮をあらまし記す。（家）（古）と題するこれなり。家禮ハ宋の時の定也〔古礼にハちがひたる事あれど、當代の定なるゆへに朱子もこれにそむきたまはずして家礼にのせらる〕。古礼ハ儀礼并に禮記等に見へて、周の代の御定也。(影印本一八四頁左)

つまり、日中両国や時代における礼法の違いを周到に調べ、それをふまえて今あるべき儀礼を提示するというのがこの書の特色の一つなのである。このような当代の風俗慣習との調整は養齋によれば当然

22) 林由紀子『近世服忌令の研究』（清文堂出版、一九九八年）五〇～五四頁。

のことで、割注に「古礼にハちがひたる事あれど、當代の定なるゆへに朱子もこれにそむきたまはずして家礼にのせらる」というように、朱熹も『家礼』において宋代当時の新たな規定を取り入れていたと指摘している。

このほか、

古式あれども後世禮すたれて行ふ人まれなり。ことに人情うすく成り、つとめおゝせがたし。士庶の身は家に人もなければ、喪主うちかゝりて葬埋あやまりなき様にし、又神靈をやすんずる道も油断なりがたく、この二事おもき所なる故にそのせめて是程にハあるべきほどの事ばかりを爰に記す。詳にゆき届くべきと思ふ人は礼経を考へてよくつとめ給へ。(影印本一七五頁左)

というのも同じで、「古式」と同じように実施することは難しいが、「葬埋」と「神靈をやすんずる道」は「おもき所」であるゆえ、「せめて是程にハあるべきほどの事ばかり」をこの書に記したという。すなわち国情の違いを踏まえつつ、当時の日本、とりわけ武家社会において最小限必要と思われる喪礼と祭礼を提示するという方針のもとに「儒礼の一般化」を図っているのである。

## 2 構成とテキストの問題

『士庶喪祭考』の内容を目次(大目)によって示せば次のとおりである(影印本一〇四頁左)。

### 卷之一 慎終略上

平生之心懸より臨終以来喪中の略式 \*以上、第一冊

### 卷之二 同中〔此卷傳らず。後の疑をとく。〕

入用之目録并諸色拵方

### 卷之三 同下

忌服の日数 \*以上、第二冊

### 卷之四 追遠略上

祠堂を立、祭禮に取懸る節之心得并式

### 卷之五 同中

祭礼之式

### 卷之六 同下〔此卷傳らず。後の疑をとく。〕

入用之目録并拵方 \*以上、第三冊

このように、内容は前半の「慎終略」と後半の「追遠略」に分かれている。これらの篇名は『論語』学而篇の語「慎終追遠」によっており、「慎終」(終わりを慎む)が葬儀・服喪をいい、「追遠」(遠きを追う)が祖先祭祀を意味することはいうまでもない。

ただし「慎終略」中巻と「追遠略」下巻が欠けている。これは割注に「此卷傳らず。後の疑をとく」というとおりで、「もともと伝わっていなかったものだから、あとあと疑いを差しはさまないでほしい」

の意であろう。この割注は本文とは別の筆跡なので、成書後に他の人物が書き加えたものと思われる。これらの箇所には「入用之目録并（諸色）拵方」、すなわち葬儀・服喪および祭祀において必要な道具の目録およびその作り方を記す予定だったわけだが、結局は完成せず、欠巻となっているのである。

また蓬左本は養齋の原本ではなく、その転写本である。それがわかるのは「原本欠」（影印本一八五頁右一行目割注）、「原本如此」（同頁右七行目書入れ）などの語があるからで、これらは「原本」を転写した際にそのように注記されたものである。

これに関して注意されるのは、蓬左本には脱文や脱字が見受けられることである。たとえば「慎終略」下巻の次の例がそうである。

母の縁につゐて他へゆく時ハ 以下脱文（影印本一九〇頁左八行目）  
 曾祖母の父母、祖母の祖父母を 以下脱文（影印本一九六頁左四行目割注）  
 さなければ 以下脱文（同頁左五行目割注）  
 其外ハ他へ 以下脱字（影印本二〇〇頁左二行目）  
 分地配當、家財 以下脱字（同頁左三行目）  
 （古） 以下脱文（影印本二〇三頁右六行目）  
 （古） 以下脱文（同頁右八行目）  
 齊衰三年 以下脱文（同頁左六行目）  
 （古） 以下脱文（影印本二〇四頁右三行目）  
 子孫其 以下脱字（同頁左三行目）  
 本式五月ハ 以下脱文（影印本二〇六頁右八行目割注）  
 三十日ハ十五日 以下脱字（影印本二〇七頁左五行目）

これらを見ると、本書が精写本であることからして、転写の際の不用意な見落としとは思われず、もともと原本に脱文・脱字があり、それを反映していると考えられるべきである。この書はがんらい養齋の手稿本であり、そのためにこのような不備が残っているのであろう。

ついでに九大本の問題点につき指摘しておく、九大本が蓬左本（道学資講本）の転写本であることは上述したとおりだが、その転写の際に不用意な誤りが生じている。たとえば次のごとくである。

#### ○誤字の例

三虞ハ四十九日か 九大本、「か」（可）を「〇」に誤る（影印本一五五頁左八行目）  
 齊衰十三月、服をぬぎて 九大本、「服をぬぎて」を「服ヲきて」に誤る（影印本一九〇頁右八行目）

#### ○脱文の例

一 瀝青とくとかけ済たらバ 九大本、この一条を欠く（影印本一二九頁右八行目）

#### ○脱文を欄外に補写した例

口内の右へーすくひ、左へーすくひ、まん中へーすくい入 九大本、本文でこの部分を脱した

ため、欄外に補写している（影印本一二五頁右二行目）

葬を五十日頃迄のバしがたく、然るに三虞すみてハ 同様（影印本一五六頁右四行目）

### 3 記述上の特色など

『士庶喪祭考』の記述上の特色として興味深いことの一つは、武士とりわけ下級武士が強く意識されていることである。

このことに関しては、巾下学問所開設時の訓示で藩主にも献上された『諸生規矩』に「諸士は申に及ばず、医者浪人町在之方も、誰によらず、学問に御取かゝりの上は」云々といい、

諸士は殊更公用しげくつとめるを大慶におもひ、頭をも先官をも、あがまへ、たつとみ、仲満中よく、第一随分学問をはげみ、公用を正しくつとむべきと御心掛可有候。<sup>23)</sup>

と見える。養斎は「医者浪人町在之方」などの庶民をもちろん考慮するが、むしろ「公用」をつとめる「諸士」すなわち武士階級を重要な講学対象としていた。巾下学問所は藩の官許にもとづいて開設されたものだから学生に武士が多いのは当然であって、そのことが『士庶喪祭考』の記述に反映しているのである。もちろんこの書の撰述は尾張退去以後であるが、基本構想は巾下学問所時代と変わっていなかったと見るべきであろう。

たとえば次のような箇所が関連記述として指摘できる。傍線部に注意されたい。

- 四代を祭分ハ本式に近し。今貧家或ハ小身の士のためにやむを得ず略してしめす。（影印本二二二頁右七行目）
- 前廣より用意すべき品ハ用意にかかる。／本式ハ祭日をうらなふ事なれども、士ノ身後世ハ事多くてうらなひがたし。よつて本文の通に定む。（影印本二六四頁右三行目）
- 前四日より訖度ものいミチサイをするを致齊三日といふ。今是を略して本文之通にさだむる也。後世ことに士ノ身ハ常の事多き故に如此。志あつき人は古法の通にしてもよし。（影印本二六六頁右九行目）

これらは同書が「士」あるいは「小身の士」（下級武士）を主な対象としていたことをよく示している。

- 此子細ハ我国當世、上より五十一日忌明と定めあれば、父の家督つぐ身ハ大方五十一日に登城すべき旨仰出しあり。（影印本一六〇頁左四行目）
- 不時／他出之申上〔とまりがけニ他出、或ハ江戸詰等〕。（影印本二四二頁右六行目）
- 江戸詰に發足、其外他用にて一月餘も逗留すべき時の申上并帰りたる節之申上（影印本二六二頁右一行目）
- 登城する身なれば、登城の日ハ常より早くおきて登城より前に如此つとむべし。○宿番の節ハ帰

23) 注6「名古屋叢書」第一巻・文教編、一六二頁。

宅遅く日たけたるとも帰宅次第如此つとむべし。（影印本二四七頁右二行目）

- 當朝いづれも早くおき／主人登城する身ならば、登城前に拝すむ様につもり、猶更はやくおきてよし。但とまり番ならば帰宅の上に左の通につとむべし。（影印本二四八頁右七行目）
- 若主用有て日暮迄に帰りがたくバ、諸用ハ妻子にさせ、自身ハ帰宅よりものいミにかゝるべし。若此夜宿番ならば、元日ハ帰宅の上、晨謁の通に拝して其ことわりをのべ、用意にかゝり、二日に供物有べし。（影印本二五三頁右九行目）

ここには家督を継ぐ身の場合や登城の必要性、江戸詰や他出（出張）、宿番・とまり番などの公用や主用（主君の用向き）のある際にはいかに対応すべきかが具体的に記されている。

- 當朝いづれも早くおき○手水、鬢を付○衣服着替、麻上下着用。／衣服ハ其節相應、當日主君への賀に着する清き品。（影印本二五四頁左二行目）
- 重き吉事ある節〔元服 婚禮 嫡子誕生 有付 加増 昇進之類〕（影印本二六二頁左三行目）

ここには元日・上巳・端午・中元・重陽・冬至などの祖先祭祀の際の衣服は「麻上下」もしくは「主君」の祝賀時に着る清潔なものを用いるとし、また「加増」「昇進」などのめでたいことがあれば必ず祖先に報告するという。これまた武士階級を念頭に置いた記述である。

このように、養齋は日本の武士階級の現実に即した儒教儀礼実践の指針を示そうとしているのである。次に、きわめて細かい指示がなされていることも同書の特徴である。このことはこれまでの引用からすでに知られるであろうし、枚挙にいとまがないが、他に例を挙げれば、たとえば、祖先祭祀の前日の物忌みに関する記述はこうである。

宿番にてなき日を考へつとむる事なれ共、俄に主用ふり来る事あり。さあり共、其国の大事にてなく、又大事にても我身つとめずとも外の人つとめて事すむ分ハたとひ身の首尾少々さハリになるべきをもかまはず、病気分にしてことハりをのべ在宿し、ものいミをすべし。（影印本二六七頁右八行目）

ここには宿番でない日を選ぶべきだが、もし主君の用向きがふりかかってきた場合どう対応するかがこと細かく指示されている。また、先祖の神主を初めて立てる場合の指示はこうである。

神主立る日の早朝七ツ時よりおき○手を洗ひ○髪をなでつけ○穢なき小袖・麻上下着用○又手をきよめて神龕内へ燈明土器式具を片木にすゑ、火をきよめてこれをともし、上段の左右前よりに置。  
○題名の卓の向の燭臺清き火にて蠟燭をとほし、  
佛前にも火をとほし、  
又手をきよめて御酒を御酒徳利式ツに入、肴臺の上手前よりニ差置。（影印本二三一頁左三行目）

これ以上は長文になるので割愛するが、要するに神主を立てる日にはどのような服装で何をすべきか、

その段取りをいちいち細かく指図しているのである。このような微細にわたる指示は朱熹『家礼』やその改編本たる丘濬『文公家礼儀節』にはもちろん存在せず、日本の他の『家礼』関連著述にまず見られないと思われる。

そもそも『家礼』関連著述といっても大別して二種類があり、一つは『家礼』の注釈・解説などの研究的著作、もう一つは『家礼』にもとづく儒教儀礼実践マニュアルである。近世日本における儒教儀礼実践マニュアルは林鶯峰『泣血余滴』以来、水戸藩の『喪祭儀略』『喪祭式』、藤井懶斎『二礼童覧』、浅見綱斎『喪祭小記』、佐久間象山『喪礼私説』など数多いが、実践マニュアルとして『士庶喪祭考』は他に類を見ない丁寧さ、子細さを持っている。これは儒教儀礼を単なる観念ではなく、「実際に行なったらどうなるか」が追及されているためで、こうした真摯な実践性がこの書の大きな特質となっているのである。

#### 四 『儒法棺椁式』

『儒法棺椁式』は写本一冊、関西大学総合図書館・長澤文庫に蔵する長澤規矩也氏旧蔵本で、本文全六葉の短篇で、漢字・ひらがなの和文で記される（請求記号はL23\*\*300\*176）。これはかつて長澤編『影印日本随筆集成』第十二輯（汲古書院、一九七九年）に影印収載された同書の原本である。

この書は末尾識語に「寛延己巳夏 養齋 記／寶曆六丙子仲春 寫之」（影印本三〇九頁左）とあるので、寛延二年（一七四九）夏、すなわち巾下学問所時代に著わされ、養齋が尾張を去って間もない宝暦六年（一七五六）に転写されたものである。『養齋先生文集』（「道学資講」卷三七九）所収の「養齋先生著述目録」にも「儒法棺椁式」とあるので、養齋の著述であることは間違いない。

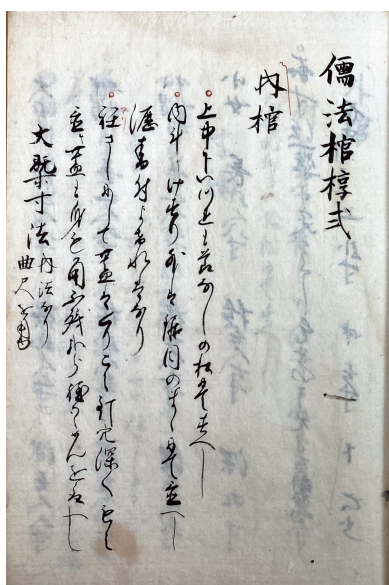


図6 関西大学長澤文庫蔵『儒法棺椁式』

内容は見出しに「内棺」「外棺」「用具」に続き「瀝青瀉方」とあり、儒式による棺（内棺）と椁（外



棺)の作り方を述べ、さらに瀝青の使用法や棺槨の据え方を説く。瀝青は『家礼』に見え、松脂・油・軽粉などを混ぜ合わせ熱して作り、棺内に流し込んで屍の腐敗を防ぐ液体のことである。また附録される「本法棺槨式」は、本文中に「本式ハ如此也」といっているから、『士庶喪祭考』のところで見た「本式」というのと同じく『家礼』の方式を意味するようである。実際、ここでは『家礼』と同様「臥棺」方式につき述べており、前述した「内棺」や「外棺」が「半臥棺」であるのとは違うとことわっている。「内棺」の寸法が大男でも「長三寸八尺」と短いのは半臥棺だからなのである。ここでも日本の方式と『家礼』方式との違いが考慮されていることになる。

この書は、前述した『居家大事記』を補う「詳説」の一部として著わされたものらしい。そのことがわかるのは、『士庶喪祭考』の「慎終略」巻上に次のようにあるからである。

- 一 棺を作りにかゝらすべし。明日迄にしたてさせ、并早速瀝青かける用意あるべし。  
この拵方并瀝青かけ方ハ後に詳に記す。
- 一 引つゞき死者にさせる衣服、沐浴の用具等、取集め并つゞむ蒲團、しめ布、床、棺のつめもの拵にかゝらすべし。  
此品々に別に目録にくわし。略する品の心得も拵方も其下に記す。(影印本一一九頁右九行目)

ここで養齋は棺の「拵方」と瀝青の「かけ方」は「後に詳に記す」といっているのだが、それは『士庶喪祭考』には載っておらず、埋葬にかかわるさまざまな用具についても「此品々に別に目録にくわし」というが、上述したとおり「慎終略」巻中に載るはずのその目録はこれまた欠巻となっている。こうしたことをふまえると、この『儒法棺槨式』は『士庶喪祭考』の「慎終略」巻中として書かれる予定だった「入用之目録并諸色拵方」の一部を成すものだったと思われるのであって、養齋の『家礼』関連著述として見逃すことができないことになる。

なお、この書はのちに中村習齋『居家大事記詳説』に継承、発展せられたらしい。前に述べたとおり、『居家大事記詳説』の前半部分は棺の制作と瀝青の方法に特化した説明になっているからで、習齋は養齋の考察を引き継いで『詳説』を著わしたと考えられる。

## 五 『火葬辨』

『火葬辨』は九州大学附属図書館・碩水文庫に蔵する写本一冊で、全十九葉からなる（請求記号はカ一三五）。漢字・カタカナによる和文で記される。

この書は「仏法ニ深ク帰依スル老人」に養齋が答えるという形式により全十二条の問答を載せる。養齋がみずから問いを設定しみずから答えるという、いわゆる或問形式の著述である。また、附録される「問目」に中村習齋（蕃政）の問いが三ヶ条記され、各条に対して養齋の答えが朱筆で記入されている。その識語に「宝曆辛巳春所呈問目／先生答批来者如右因附 蕃政書」とあるので、この問目部分は宝曆十一年（一七六一）における問答である。

このほか、末尾の識語には釈迦の火葬に関して「江湖集注」（元・松坡宗懇『江湖風月集』の注）を引

き「此説与我 師説所述不同、姑記異義」といっている。これは「江湖集注」の説が『火葬辨』に述べられる釈迦火葬に関する説（影印本三一七頁上段左以下）と違うということだから、「師説」とは養斎の説であって、この識語を記したのは習斎ということになる。

なおこの書には欄外書入れがあり、そのうち「蕃問」「先生曰（云）」と記される二条（影印本三一四頁下段右、三一七頁上段左）は習斎と養斎の問答である。また、書入れには中井竹山（積善）『草茅危言』巻五「送葬」からの長文の引用もあるが（影印本三一四頁下段左「荼毗ノ事」から三一五頁上段左「草茅危言五」まで）、『草茅危言』の撰述は寛政三年（一七九一）で養斎の死後だから、これも養斎の門人、おそらくは中村習斎あたりがあとで書入れたものと思われる。

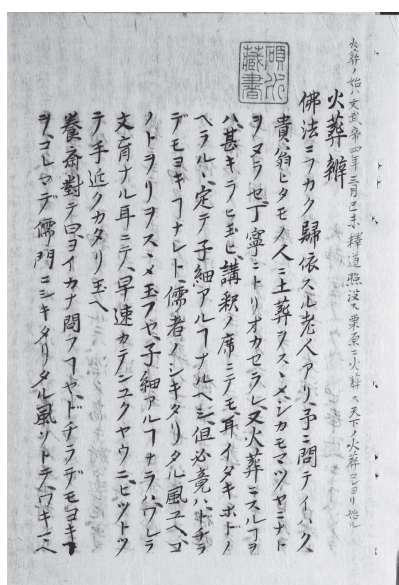


図7 九大本『火葬辨』

さて、ここでは火葬に対する厳しい批判が繰り返されている。そもそも火葬は、『居家大事記』に、

火葬にする事ハ第一の大悪事、おやを火あぶりにする咎、手にかけてころすにおなじ（影印本一一頁右七行目）

といい、

我父母存生にて我祖父祖母を火葬にすべきとあらバ、涙をながしてこれをとめ、命にかへてもさせぬ事なり。（影印本一五頁右四行目）

といい、

火葬ハ大悪事、おやの遺言とても必これをせぬ子細は、唐土にも 日本にも古ハ火葬なし。（影印本

二〇頁右一行目)

という。また『士庶喪祭考』にも、

喪の大要三ツ……此内に大切極々なる事三有。第一ハ火葬にせぬなり。……いか程家貧なる共、たとひ外の事は疎末にても、此条にハあやまるべからず。ことに火葬にせぬ事ハ中にもすぐれておもしろ。火葬にしてハ外の事いか程よくても、何のせんなきと心得べし。(影印本一〇九頁左六行目以下)

とあるように、日本の世俗や寺院勢力との妥協点をさぐっていた養斎にとっても決して許容できない一線であった<sup>24)</sup>。『火葬辨』も、養斎のそのような年来の主張を開陳した著作なわけだが、やや過激な内容を含んでおり、附録の「問目」に次のようにある。

一書生アリ、火葬辨ヲ讀テ後、蕃政ニ問テ曰ク、第二條ノ終ニ、子孫断絶ノ四字アリ、何ノ故ソヤ。蕃政曰、コノ本吾師ノ草藁、未タ以全備トセス、蓋コノ四字ハ、火葬スレハ、ソノ子孫盛ナラサルノ論ヲ述ント欲メ、未成サルモノナラン。

然リ、但ソノ論長クナルヘキ故、コレヲ記セスニオキタルナリ。(影印本三二一頁下段左)

質問しているのは習斎（蕃政）で、それに養斎が「然リ」云々と答えている。ここにあるように、『火葬辨』第二条の末尾には確かに「子孫断絶」の語が見えるが（影印本三一六頁下段左）、それに対して、親を火葬すれば子孫が断絶するとしたのはさすがに言い過ぎだったと習斎は答えたわけで、『火葬辨』は「草藁」で不備があると認めたことになる。ただし「子孫断絶」の語のすぐ前には「クハシキヲハ、居家大事記ニノベヲキタリ、ヨミテ考玉ヘ」といっているし、『居家大事記』序にも、

喪祭道にそむきてハつゝにハ我家衰微し、子孫も断絶すべし。(影印本七頁左五行目)

と、喪祭礼と子孫断絶の関係について述べているので（これは九大本も同様）、『火葬辨』の個別の文言はともかく、論旨全体は養斎のかねてからの主張をまとめたものといってよい。このほか享保二十年（一七三五）に起稿し、のち改訂を経て宝暦四年（一七五四）にまとめられた『勸学』（「道学資講」巻六）に養斎の「かな書」の自著を順に紹介するくだりがあり、そこに、

火葬は大悪事、仏もよしとはいはれぬ事なるに、世にハくるしからぬ、結句よき事とおほへたるハ、すぐれてかなしさに別してくわしく論しおきし<sup>25)</sup>。

24) 養斎の火葬批判については注5、松川雅信「尾張藩の学問所と『家礼』—蟹養斎による喪祭礼実践の教導」に詳しい考察がある。

25) 『愛知県教育史 資料編・近世一』（愛知県教育委員会、一九八四年）五六五頁。

とある。ここに火葬に関して「別してくわしく論しおきし」というその論が『火葬辨』であることはほぼ間違いないと思われる。

以上によれば、『火葬辨』が草稿なのは事実だとしても、内容は養斎の持論を開陳したものであって、同書を養斎未定の説として軽視するとすれば、それは正しくないであろう<sup>26)</sup>。

## 六 養斎の他の『家礼』関係著述

養斎には他にも『家礼』にかかわる著述が少しあるので、ついでに触れておきたい。

まず『家礼授児解』一冊は大倉精神文化研究所に蔵する写本で、漢字・カタカナによる和文で記される<sup>27)</sup>。全九十七葉。明和元年（一七六四）九月の養斎序があり、巻末に「明和三丙戌年正月十二日起筆同二十三日写終／克斎」とあるので明和三年（一七六六）の転写本である。

本書は『居家大事記』や『士庶喪祭考』が実践マニュアルなのとは違って、朱熹『家礼』の注釈である。ただ題簽に「家礼授児解 通礼」とあるとおり、『家礼』巻一の「通礼」部分だけの内容で、深衣制度までの注解にとどまっている。撰述方針に関しては、養斎の序に、

コノ解ニノブルトコロハ、ソノ文面ヲサラリトノミコムヲ第一トシ、ソノ外ノフハマツシラデカナハヌフバカリヲ少々トキノヘ、クワシクスマス手ガ、リトスルマテナリ。……クハシキフハ 先師ノ筆記アリ。文面スンダ上ニハカノ筆記ヲ以トクトノミコムヘキナリ。

とあるように、初学者向けに『家礼』本文の基本的な語義を平易に解説したもので、より詳しくは先師尚斎の『朱子家礼筆記』を参照してほしいという。この書は勸善堂や巾下学問所における『家礼』の講義の記録に違いない。ただし『家礼』巻二以降が伝わっていないのは残念である。

『家礼改図』一冊は「道学資講」巻七十に収める写本で、『家礼』所載の図を訂正したものであるが、未完の書である。これに関しては中村習斎が補訂を加えて『家礼新図』および『家礼図詳』を著わし、「道学資講」巻七十・七十一に収載されている。これらは一連のものなので、後日まとめて影印したいと考える次第である。なお、『家礼改図』については『家礼文献集成 日本篇』七の解説で触れたことがあるので参照されたい<sup>28)</sup>。

養斎の他の『家礼』関係の著述としては、前にも触れた『養斎先生文集』所収の「養斎先生著述目録」に「読家礼記」が載るが、伝わらないようである。おそらくこれまで紹介した著述の中に取り込まれたのではないかと思われる<sup>29)</sup>。

26) 注3、永井以保「蟹先生著述書目解題」三（『紙魚：愛知郷土文化史談』第十四冊、一九二七年）の『火葬辨』解題に「蟹門高足の話に「此書草稿にして其説いまだ備はらず」と、其成書に有らざるを知るべし」というのは誤解を招く言い方である。

27) 大倉精神文化研究所蔵本『家礼授児解』は松川雅信氏から複写を借覧することができた。感謝したい。

28) 吾妻重二編著『家礼文献集成 日本篇』七（関西大学出版部、二〇一八年）解説、三五九頁以下。

29) 注3、永井以保「蟹先生著述書目解題」二（『紙魚：愛知郷土文化史談』第十三冊、一九二七年）は養斎の著述とし

## 七 小 結——神主の設置など

以上、養齋の『家礼』関係著述につき書誌的事項を考察するとともに、その記述内容の特色について論じてきた。『家礼』の学習を初学段階における必須科目とすること、『居家大事記』、『士庶喪祭考』、『儒法棺槨式』といった主要関連著作がみな儒式喪祭礼実践のマニュアルであること、武士による実践を強く意識していること、式次第の細部に至るまで丁寧な指示を与えていること、平易な語り口で記されていること、当時の世俗や規定を慎重に考慮したうえで「儒礼の一般化」をはかっていることなどは、儒礼に関する実践性の現われとして注意に値するであろう。

ここではあまり論じることができなかったが、寺檀制度を中心とする「世のならハシ」（『居家大事記』上、影印本二三頁左四行目）とどう折り合いをつけるかは養齋にとって大きなテーマであり、儒礼の根幹を維持しつつ寺院勢力（旦那寺）との共存を図ろうとする苦心は随所に見られるところである。

ただし、寺院勢力との共存を考える養齋にとってもどうしても譲れないのは火葬であった。火葬は絶対に容認できないという主張についてはすでに述べたとおりだが、他に養齋が必要不可欠の事項としてこだわったのは、神主の設置である。最後にそのことについて触れておきたい。

神主は仏教の位牌に相当する死者の魂のよりどころであって、『家礼』によって初めて広く知られるものとなった。『家礼』を継承する養齋は『士庶喪祭考』『追遠略』上巻において、

神主ハ天子諸侯より士庶人迄すこしもかわる事なき筈なり。いきてゐる人の形に高下とてかわる事なきをみるべし。しかるをかわりて拵べきといふ説はあやまりなり。これ大切の道理ゆへに、こゝにのべおくなり。（影印本二一九頁右二行目）

といている。人の形に高下がないのと同じく、人は「天子諸侯より士庶人」まで身分の違いなく誰でも神主を立てることができるというのが養齋の持論であった。そのため『士庶喪祭考』の「追遠略」上巻はすべて「新ニ神主立る砌の諸事」という、神主の設置の説明に割かれているのであって、細目は次のとおりである（影印本二一二頁左）。

上巻 新ニ神主立る砌の諸事

神主の数

神主并其櫛を調る所

神主の置所并祭器置所

さしかゝり拵べき具

神主立るニ付先々心得べき品ども

---

て「家礼傍訓」「家礼要解」を挙げ、書名が『諸生階級』に載っているというが、いま『諸生階級』を見ると「小学家礼の傍訓、小学家礼の要解、近思録の国字解を作り置べきと思ふ」（注6「名古屋叢書」第一巻・文教編、一六九頁）といているだけなので、実際に著述されたのか未詳である。

初而神主立る日の作法〔付 是迄の仏壇位牌のかた付様〕

神主へつかはれる大目

ここには神主を立てる際、いつ、どこに、どのように立てるのか、仏壇の位牌をどのように片づけて神主と入れ替えるかなどの段取りが実に三十二葉にわたって子細に語られている（影印本二一四～二四五頁）。しかもこれに続く「祭礼」の記述である「追遠略」巻中は、細目に「神主へつかはれる作法」（影印本二四五頁左）とあるとおり、神主の奉祀の仕方をこれまた詳細に記している。つまり祭礼とは他ならぬ神主を祭ることであり、神主がなければ祭礼自体が成り立たないことになる。養斎が神主の設置を「大切の道理」としていかに重視していたかがわかる。

これに関連して注意したいのは、右の引用で「かわりて拵べきといふ説はあやまりなり」ということである。身分の違いによって神主の設置を変えるべきだという説は間違っているというのだが、これは荻生徂徠（一六六六―一七二八）の説を批判したものなのである。

かつて徂徠は神主の設置が許されるのは天子諸侯のみであり、『家礼』が庶人に神主の設置を認めたのは僭越きわまりないと主張していた。『家礼』が程頤（伊川）の説を継承して神主の高さを十二寸（尺二寸）とするのも、十二という天子のみに許された礼数を用いて僭越に当たるという<sup>30)</sup>。これに対して養斎はその著『非徂徠学』（『日本儒林叢書』論弁部）において、『徂徠先生学則』に附録される徂徠の安積澹泊宛て書簡をとりあげ、

學則附録答安澹泊書曰、家禮神主制長尺二寸、象十二月、凡禮用十二唯天子爲然。伊川乃用諸庶、豈非僭邪。愚謂、徂徠可謂不知禮已。……若必以用十二爲僭、則一年十有二月、唯天子用之、諸侯以下則不用、而可哉。凡徂徠之論禮、其疎妄如此。

（学則附録の「安澹泊に答うる書」に曰く、家礼の神主の制、長さ尺二寸にして、十二月に象るも、凡そ礼に十二を用いるは唯だ天子のみ然りと為す。伊川乃ち諸を庶に用いるは、豈に僭に非ずや、と。愚謂えらく、徂徠は礼を知らずと謂うべきのみ。……若し必ず十二を用うるを以て僭と為さば、則ち一年十有二月は、唯だ天子のみ之を用い、諸侯以下は則ち用いずして可ならんや。凡を徂徠の礼を論ずる、其の疎妄なること此の如し。）

と反論している。十二の数を用いるのは天子だけに限った話ではないとし、徂徠は「礼」を知らないと断ずるのである。このように徂徠を批判し、神主は身分の高下にかかわらず誰でも立てることができるという平等的観点から神主の設置を強調したのも養斎の礼学を特徴づけるもう一つの事柄であり、『家礼』の主張の忠実な継承として留意されるべきであろう。

30) このことについては吾妻重二「荻生徂徠における儒教儀礼の問題」（伊東貴之編『東アジアの王権と秩序―思想・宗教・儀礼を中心として』所収、汲古書院、二〇二一年）で論じたことがある。